

# 旧和歌山税務署跡地（国有財産）取得による 和歌山県庁南別館（県有財産）の利活用について

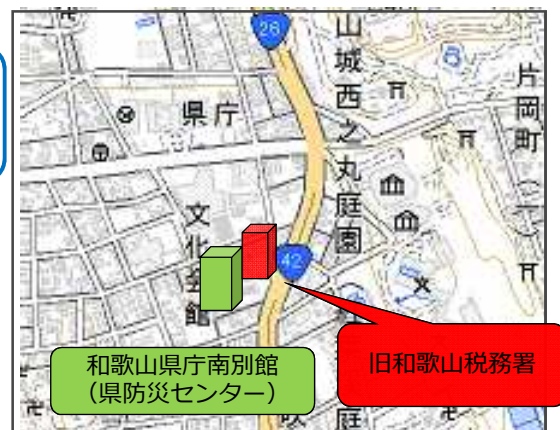
- 和歌山県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、県防災センター（県庁南別館）に隣接する旧和歌山税務署跡地を取得し、センターと一体的に利用することにより災害対応力の強化を図るため、同跡地の早期売却を和歌山財務事務所に要望。
- 和歌山財務事務所は、和歌山県の防災機能強化という施策に最大限協力するべく、令和2年度早期の売却に向けて手続きを進め、本年5月29日に売買契約を締結。

## 概要

- 和歌山県では、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、災害対策本部を県防災センターに設置して災害対応にあたることになっており、政府非常災害現地対策本部等の防災関係機関が多数、センターに集結することとなる。
  - 災害対応にあたり、防災関係機関の活動スペースの確保が課題となっているが、センター内は既存の入居課室で満室であり、新たなスペースを確保することは困難な状況。
  - このため、和歌山県では、旧税務署建物を改修の上、センター内の県組織の一部（和歌山県税事務所、海草振興局）を同建物に移転し、大規模災害時の防災関係機関の活動スペースを確保する。
- 併せて、和歌山県警察本部の組織の一部を旧和歌山税務署跡地に移転する。

### 【国有財産の概要】

- 所在地：和歌山市湊通丁北1-4
- 数量：土地・2,577.18㎡  
建物・延2,795.80㎡



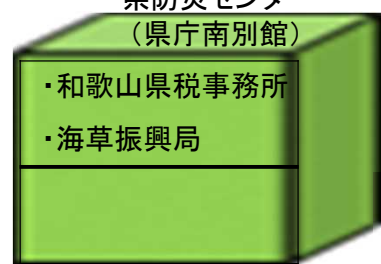
（左奥）県防災センター  
（手前）旧和歌山税務署跡地

## 取組の成果

- 防災センター内の創出スペースは、災害時は防災関係機関の活動スペースとして、平時は県職員研修所及び会議室として利用。
- 旧税務署駐車場部分は、災害時は防災関係機関車両駐車場として、平時は来庁者用として利用。
- 和歌山財務事務所は、旧和歌山税務署跡地を和歌山県に売却し、県の防災機能強化に寄与することにより、当該国有財産の最適利用を実現。

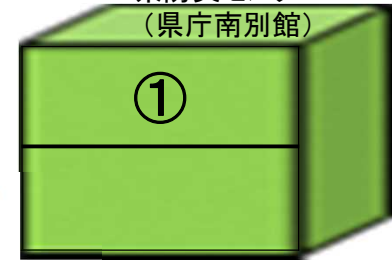
### 【現在】

県防災センター  
（県庁南別館）



### 【売却後】

県防災センター  
（県庁南別館）



- ① 災害時：関係機関の現地対策本部  
平時：職員研修所・会議室
- ② 災害時：防災関係車両駐車場  
平時：来客用駐車場

② 駐車場